

ID: 91

担当部署: 福祉課

処分の概要	受給者証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町障害者医療費の助成に関する規則 第12条		
例 規 番 号	平成16年規則第24号		
<p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。 (受給者証の再交付)</p> <p>第12条 受給者は、受給者証を破損し又は亡失したことにより、受給者証の再交付を受けようとするときは、様式第9号の再交付申請書により町長に申請するものとする。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日